

地域福祉計画の策定に向けた国、東京都の動き

国

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について

- 平成29年 改正社会福祉法施行：包括的な支援体制の構築が市町村の努力義務に（第106条の3）

地域福祉の理念（第4条第3項）の趣旨

地域福祉の推進に当たり、地域住民等は、(1)本人だけでなく世帯全体に着目し、(2)福祉、介護、保健医療に限らない地域生活課題を把握し、(3)支援関係機関と連携して、課題の解決を図る

国及び地方公共団体の責務（第6条第2項）の趣旨

国及び地方公共団体が実施主体となって、包括的な支援体制の整備を進める。その際、福祉の領域に留まるのではなく、保健医療、労働、教育、まちづくりなど、地域の幅の広い関係者と連携する

包括的な支援体制の整備（第106条の3）の趣旨

市町村は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（＝地域の力と公的な支援体制とがあいまって、地域生活課題を解決していくための体制）の整備に努める

- 令和3年 改正社会福祉法施行：包括的な支援体制構築のためのひとつの手段として、重層的支援体制整備事業を創設（第106条の4）

包括的支援体制の整備は、以下の3つの施策（＝重層的支援体制整備事業等が該当）の積極的実施を通じて行う（第106条の3）

断らない相談

本人・世帯の属性を問わず受け止める相談支援

参加支援

本人・世帯の状態に合わせ、社会とのつながりを段階的に回復する支援

地域づくりに向けた支援

地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施する

計画の目指す姿

- 地域福祉支援計画の役割：①支える、②はざまを埋める、③横につなぐ、④**広げる**

- ・ 各福祉分野を「横につなぐ」だけでなく、福祉分野にとどまらず、関連分野に、「**広げる**」役割が追加

東京都の課題認識

- 制度や認識などの面から埋もれがち課題を「地域生活課題」として把握し、解決を図っていくためには、従来のような、見えている課題について、その時期や状態に着目して分野別に分類し、生じている問題に対処する方法だけでは不十分。見えない課題を抱える人を把握し、支援につなげていくような課題の捉え方や、行政等の専門職だけではなく、地域のつながりの中で、一人ひとりに寄り添い続ける支援が必要。（p.20）
- コロナ禍において、社会参加の機会の減少や経済的な困窮の問題等を契機に、これまで福祉の相談窓口や支援機関を利用したことがない方々の課題が顕在化。地域社会とのつながりの重要性がより一層高まっている。（p.21）
- 社会福祉法第106条の3にて、全ての区市町村に対して、包括的な支援体制を整備するよう努めることが規定。包括的な相談・支援体制の構築のひとつの手段として、重層的支援体制整備事業が創設。地域の実情に応じた体制整備を支援。（p.21、p.28）

- ・ 地域への積極的なアウトリーチや、伴走支援の必要性に言及

- ・ 地域社会との多様なつながりの必要性に言及

- ・ 重層事業を活用した包括的な支援体制整備に言及
- ・ 品川区ではR3より検討

東京都

第2期
地域福祉
支援計画